

テラベース株式会社 業務受託約款

第 1 条（目的）

本約款は、テラベース株式会社（以下、「当社」という）が委託者から受託する **透過電子顕微鏡受託観察・解析業務**（以下、「業務」という）を遂行するために必要な、委託者と当社の間の基本的合意事項です。

第 2 条（適用）

委託者及び当社は、次条に従い締結される個別契約によるほか、本約款に従って契約を履行するものといたします。

2. 前項の場合において、個別契約の定めが本約款の定めと相違する時は、その部分に限り、本約款の規定は適用除外され、または修正されたものとみなします。

第 3 条（個別契約）

委託者は、当社に業務を委託するとき、見積書に基づき当社所定様式の依頼書を当社に交付し、当社がこれを承諾することにより、委託者と当社の間で個別の委託契約（以下「個別契約」という）が成立します。

2. 委託料は見積書に記載した見積合計金額（見積書に消費税額の記載がないものは、消費税額を別途加算する）とし、見積書に記載した期日まで有効とします。

第 4 条（委託料の支払）

委託料は、本業務の報告書を提供した後に、見積書における支払い手続きおよび支払い条件に従い支払われるものとします。

第 5 条（試料等の提供、返却）

委託者は、個別契約で定められた業務遂行に必要な試料および情報を当社に提供します。ただし、当社が当社所定の受入基準を逸脱すると判断した試料等については、その受領を拒否することができます。

2. 委託者は、両者間で別段の取決めがない限り、業務に使用する試料等の輸送等にかかる費用を負担します。
3. 委託者は、試料等の取り扱いに関する安全衛生上の注意事項を、当社の業務実施前に当社に提示する義務を有します。委託者がこれを怠ったことにより当社および第三者に損害・損傷を与えた場合には、全て委託者の責任と費用負担で解決するものとします。

4. 委託者は、前処理を含む業務により試料等の一部または全部が滅失、汚損される場合があることを了承します。
5. 委託者は、特別な取り扱い方法および保存条件等の指定を要する試料等を提供する場合、事前に当社に通知します。当社は、委託者からの通知がなく、これを原因として生じた損害について一切の責任を負いません。
6. 委託者は、業務の開始日までに試料等の提供が遅れる場合、速やかに 当社に連絡し両者で協議します。その上で当社は、必要に応じ個別契約で定める報告期日または納入期日を変更することができます。
7. 当社は、業務終了後速やかに、第 5 条に基づき委託者から提供された試料等および秘密情報等を委託者の指示に従い返還または廃棄します。なお、この返還に必要な費用は、両者間で別段の取り決めがない限り、委託者の負担とします。

第 6 条（秘密保持）

当社は、委託者から書面または口頭により秘密情報であることを明示して提供・開示された情報、資料、試料等および業務の結果、ならびに業務の内容または業務に関連して知り得た委託者の営業上および技術上の秘密事項等（以下、これらを「秘密情報等」という）を、委託者の事前の書面による同意なしに、これらを第三者に開示または漏洩せず、業務の実施以外の目的に使用しないものとします。ただし、次の各号に関する事項についてはこの限りではありません。

- (1) 委託者から開示を受けた際、既に知っていた情報
 - (2) 委託者から開示を受けた際、公知・公用となっている情報
 - (3) 委託者から開示を受けた後、当社の責によらず公知になった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から入手した情報
 - (5) 当社が独自に開発したことを立証しうる情報
2. 当社は、委託者から本業務を依頼された事実について第三者に開示、漏洩しないものといたします
 3. 第 2 項の規定に拘らず、当社が本業務の全部又は一部を第三者に再委託するときには、当社は秘密情報を当該再委託先に開示できます。但し、当社は、当該再委託先に対して、当社が前項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させます。
 4. 委託者は、業務の実施において当社から書面または口頭により提供・開示された 当社の秘密情報等については、前項の秘密情報等として取り扱います。その場合、委託者は、

本約款において 当社が委託者に対して負うのと同様の義務を負うことになります。

第 7 条（業務の着手と結果報告）

当社は、原則として委託者と協議して定められた期限内に本業務の結果を報告書として委託者に報告します。

2. 業務の着手は第 5 条に定める試料が当社に提供され、到着したときとします。
3. 委託者は、当社からの報告書を受領後速やかに、業務の結果について検収します。
4. 当社は別段の定めのない限り、第 1 項に定める報告書の写しを控えとして作成の上、報告書提出後 1 年間保管するものとします。

第 8 条（業務の実施責任）

当社は、委託者と協力して誠実に業務を実施し、業務の実施について責任を負います。

2. 当社は、当社の責任となる理由によって業務の方法および結果に不備または誤りがあった場合、委託者と協議の上、当社の費用負担のもとで業務を再実施する、または第 3 条（個別契約）第 2 項に定める委託料を限度として委託者が受けた損害を賠償します。
3. 当社は、当社の責任によらず受領した試料等が業務に適さなくなった場合、それについて一切の責任を負いません。なお、新たな試料等の提供による業務の再実施によって生じる委託料については、委託者の費用負担となります。

第 9 条（結果の利用）

委託者が業務の結果を利用することにより生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

2. 当社は、業務の結果が第三者の知的財産権に抵触しない、侵害しないことを保証しません。

第 10 条（解約）

委託者および 当社は、両者で協議、同意の上、個別契約を変更または解約することができます。

2. 前項の定めに関わらず 当社は、やむを得ない事由により個別契約の履行が困難になった場合、個別契約を解約することができ、この場合、それまでに当社が業務の実施に要した費用を請求することができます。

第 11 条（不可抗力）

当社は、天災地変その他 当社の責に帰すことのできない事由により業務の遂行が困難になった場合は、これより生じた委託者の損害を賠償する責めを免れるものといたします。

2. 前項において、当社は、個別契約を解約することができ、この場合、それまでに当社が業務の実施に要した費用を請求することができます。

第 12 条（協議事項）

本約款に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義を生じた場合には、その都度誠意をもって両者協議の上、決定します。

第 13 条（有効期間）

本約款の有効期間は、個別契約成立の日から第 7 条（業務の着手と結果報告）における業務の結果を報告・納入日または支払いの終了日のいずれか遅い方の日までとします。なお、第 6 条（秘密保持）の規定は、本約款の有効期間終了後 5 年間、第 9 条（結果の利用）の規定は本約款の有効期間終了後も存続します。

以上

(2019 04)